

⑧ 木造住宅についてご相談ください

問・申 都市計画課(内線 587)

お住まい住宅の地震に対する強さや安全性の目安を知ってもらい、倒壊による災害を防止し、震災に強いまちづくりを推進するための費用の一部を補助します。

○共通で対象となる住宅

- ・市内にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅(住宅以外の床面積が過半でないもので、階数が 2 階以下かつ延べ床面積 30 平方メートル以上のもの)
  - ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて着工・建築されたもの
  - ・在来軸組工法または枠組壁工法で建築されたもの
- ※丸太組工法(ログハウス)およびプレハブ工法などは対象外です。

「耐震診断」をしてみませんか

県知事が認定した「茨城県木造住宅耐震診断士」が診断を行い、耐震補強の必要性の有無を判定します。

**対象となる方** 対象住宅の所有者で、市税を完納している方

**募集戸数** 5 棟(応募者多数の場合は抽選)

**診断費用** 2,000 円

**申込方法** 窓口で直接お申し込みください。

**申込期間** 5 月 20 日(水)～6 月 30 日(火)

耐震改修に係る費用の一部を補助します

木造住宅の倒壊による災害を防止し、住宅の耐震改修設計と耐震改修工事を行う方を対象に費用の一部を補助します。

**対象となる住宅** 耐震診断を受けて、上部構造評点(耐震性の評価)が 1.0 未満であること

**補助対象事業** 上部構造評点を 1.0 以上に向上させるための耐震改修計画を作成し、計画に基づき、基礎、土台、柱、筋かい、はり、壁などの補強または改修工事を行う事業

**補助率** 改修などに要した費用の 5 分の 4 以内(115 万円が限度)

※併用住宅の費用は居住の用に供する部分の床面積を当該併用住宅の延べ面積で除して得た数に、当該事業に要した費用を乗じて得た額とします。

**対象となる方**

- ・対象住宅の所有者で、市税を完納している方
- ・自己または 2 親等以内の親族が居住するために改修等を行う方

**募集戸数** 1 棟(先着順)

**申込方法** 事前に都市計画課までお問い合わせください。

**申込期間** 5 月 20 日(水)～8 月 28 日(金)

**防災行政無線が聞き取れない場合にご利用ください。**